

不祥事件の発生について

この度、弊行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

弊行は、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、不祥事件の根絶に向けて様々な取り組みを行ってまいりましたが、信用を第一とする金融機関でありながら、このような事態を招いたことは誠に遺憾であり、役職員一同深く反省いたしております。

また、日頃から弊行を信頼し、お取引をいただいております皆さま、株主の皆さま、地域の皆さまに心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

仙台市内の営業店に勤務していた元行員（男性）が、2018年3月から5月にかけて、店内の金庫等から複数回にわたって現金を抜き取り、計600万円を着服していたことが判明いたしました。

本件につきましては、店内の現金精査において判明したものです。なお、本件は行内に保管されている現金の着服であり、お客さまとのお取引に影響を及ぼしたものではありません。

着服金につきましては、全額被害弁済を受けております。

2. 関係機関への報告等

監督官庁への報告を行うとともに、警察に通報を行っております。

3. 人事処分

当該元行員につきましては、懲戒解雇処分といたしました。

4. 今後の対応

弊行では、かかる不祥事件が発生した事実を厳粛に受け止め、法令等遵守意識の徹底等、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復と不祥事件の再発防止に向けて全行を挙げて取り組んでまいります。

以上

本件に関する報道機関の皆さまのお問い合わせ先
総合企画部 庄司・長澤
TEL 022-267-1111（内線 3020・3021）